

## 算定係数の変動（正式値）に関するご連絡について

## (1) 分別収集計画量の変動に伴う算定係数への影響について（平成29年度）

平成28年4月に発生した熊本地震の影響で、熊本県内の市町村における分別収集計画の取りまとめが遅れていたため、熊本県については、前期（第7期）の分別収集計画の数値（下記表1参照）を暫定として採用しておりました。そのため、この調査の影響を受ける算定係数（自主・簡易）につきましては、平成29年度の再商品化委託申込書類において暫定値としてご連絡しておりました。このたび国より、熊本県の正式な分別収集計画を反映した数値（下記表2参照）の連絡があり、その結果や影響については以下のとおりです。

## ○変動あり → 紙製容器包装

※分別収集計画量が少なくなった（113千トン→112千トン）ので、再商品化義務総量が減少（31.68千トン→30.69千トン）し、算定係数が低下しました（詳細は算定係数一覧表をご参照ください）。

## ○変動なし → プラスチック製容器包装、ガラスびん、PETボトル

※分別収集計画量に変動がなかったため、算定係数に影響はなく、暫定値が正式値となります。

<表1 平成29年度分の分別収集計画及び再商品化計画等>

（暫定版）

（単位：千トン）

平成 29 年度		ガラスびん			PET ボトル	紙	プラスチック
		無色	茶色	その他			
	分別収集計画量	315	259	197	292	113	745
	再商品化計画量	175	157	149	384	259	1,455
	特定事業者責任比率	95%	86%	91%	100%	99%	99%
	再商品化義務総量	166.25	135.02	135.59	292.00	31.68	737.55

注1) 熊本地震の影響により熊本県内の一部自治体で第8期分別収集計画が遅れているため、熊本県のみ前期分別収集計画の数値を採用しています。

注2) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注3) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（81千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。



<表2 平成29年度分の分別収集計画及び再商品化計画等>

（正式版） ※赤字が変動箇所です

（単位：千トン）

平成 29 年度		ガラスびん			PET ボトル	紙	プラスチック
		無色	茶色	その他			
	分別収集計画量	315	259	197	292	112	745
	再商品化計画量	175	157	149	384	259	1,455
	特定事業者責任比率	95%	86%	91%	100%	99%	99%
	再商品化義務総量	166.25	135.02	135.59	292.00	30.69	737.55

注1) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注2) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（81千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。

(2)平成29年度の算定係数について（暫定値・正式値）

平成29年度の分別収集計画に関する国の最終とりまとめが終了し、このたび正式な数値の連絡がありました。その結果、「紙製容器包装」について再商品化義務総量が減少し、算定係数に変動(低下)が生じました。詳細は以下のとおりです。

なお、「プラスチック製容器包装」「ガラスびん」「PETボトル」の算定係数に変動はありませんでしたので、暫定値が正式値となります。

※数値に変更があった場合には赤字で表記しております。

【自主算定係数】（平成29年度）

用途	紙製容器包装				
	利用		製造		
	暫定値	正式値	暫定値	正式値	
容器	食料品製造業	0.04679	<b>0.04532</b>	0.00115	<b>0.00111</b>
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	0.04615	<b>0.04471</b>	0.00124	<b>0.00120</b>
	酒類製造業	0.04553	<b>0.04411</b>	0.00189	<b>0.00183</b>
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤、界面活性剤・塗料製造業等	0.04590	<b>0.04446</b>	0.00131	<b>0.00127</b>
	医薬品製造業	0.04765	<b>0.04617</b>	0.00014	0.00014
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	0.04788	<b>0.04639</b>	0.00025	<b>0.00024</b>
	小売業	0.04755	<b>0.04606</b>	0.00019	<b>0.00018</b>
	その他の事業	0.04771	<b>0.04622</b>	0.00026	<b>0.00025</b>
包装	全業種共通	0.03475	<b>0.03366</b>	—	—

【簡易算定係数】（平成29年度）

用途	紙製容器包装				
	利用		製造		
	暫定値	正式値	暫定値	正式値	
容器	食料品製造業	0.03977	<b>0.03852</b>	0.00104	<b>0.00100</b>
	清涼飲料・茶・コーヒー製造業	0.03923	<b>0.03800</b>	0.00124	<b>0.00120</b>
	酒類製造業	0.03870	<b>0.03749</b>	0.00189	<b>0.00183</b>
	油脂加工製品・石鹼・合成洗剤、界面活性剤・塗料製造業等	0.04360	<b>0.04224</b>	0.00131	<b>0.00127</b>
	医薬品製造業	0.02383	<b>0.02308</b>	0.00013	<b>0.00012</b>
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	0.04549	<b>0.04407</b>	0.00025	<b>0.00024</b>
	小売業	0.03566	<b>0.03455</b>	0.00018	<b>0.00017</b>
	その他の事業	0.03579	<b>0.03467</b>	0.00020	0.00020
包装	全業種共通	0.02432	<b>0.02356</b>	—	—

### (3) オンライン入力画面における算定係数の正式値への変更について

平成29年度の再商品化委託申込につきましては、平成28年4月に発生した熊本地震の関係で、算定係数（自主・簡易）が暫定値である旨、お伝えしておりましたが、その後、当協会では国からの正式な数値をベースに正式な算定係数を算出したしております。

特定事業者の皆様が利用する当協会のオンラインシステム「REINS」の画面上では、平成28年12月中旬の申込受付開始以降、算定係数は「暫定値」となっておりますが、平成29年1月10日(火)よりオンライン入力画面における算定係数を正式値に変更いたします。

なお、算定係数に変動があったのは、「紙製容器包装」のみで、プラスチック製容器包装やガラスびん、PETボトルには変動がなく、暫定値が正式値となりますので、ご了承ください。詳細につきましては当協会ホームページをご一読くださいますようお願いいたします。

また、申込み方法や申込み時期によって対応が以下の通り異なりますので、ご注意ください。

#### (1) オンラインによるお申込み

##### ①平成29年1月10日以降のお申込み

正式な算定係数によるお申込みとなりますので、お申込みの数値をベースに従来通り再商品化委託承諾書や請求書を発行させていただきます。

##### ②平成29年1月10日より前のお申込み

当協会において手続きを一時的にストップしており、正式な算定係数に変更してから、再計算を実施、その数値をベースに再商品化委託承諾書を作成させていただきますので、発行までしばらくお待ちください。「紙製容器包装」に関しては、お申込みいただいた内容と差異が生じている場合がありますが、再商品化委託承諾書に記載された内容が正しい数値となりますので、ご了承ください。

#### (2) 紙ベースでのお申込み

紙ベースによるお申込みにつきましては、申込用紙に記載の算定係数が暫定値となっており、年間を通して暫定値でのお申し込みを受け付けることとなりますが、変動があるのは、「紙製容器包装」のみとなります。

「紙製容器包装」をお申込みの場合は、申込受付後、当協会にて正式な算定係数で再計算したうえで、再商品化委託承諾書を発行させていただきます。お申込みいただいた内容と差異が生じている場合がありますが、再商品化委託承諾書に記載された内容が正しい数値となりますので、ご了承ください。